

[事案 28-123] 解約無効請求

・平成 29 年 4 月 6 日 裁定打切り

<事案の概要>

保険会社との間で契約した保険は本契約とは別の保険（以下「別保険」という。）であったとして、保険会社に対し、別保険が存続することの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 60 年 11 月に契約した終身保険について、以下の理由により、別保険が存続することを確認してほしい。

- (1) 申込書は別契約の申込書の筆跡を真似る等して偽造されたものであり、加入した別保険は終身保険に個人年金と医療保障が付いた保険であった。
- (2) 平成 21 年 5 月の解約請求書は、保険会社から別保険の年金の一部を一時金として受領した際に作成した受領書の署名・押印を何らかの方法で利用して偽造されたものである。

<保険会社の主張>

本契約は、主契約が終身保険で、保険料払込満了時に契約者の希望により死亡保障を年金払に変更できるものであったが、平成 21 年 5 月の解約請求書により解約され、解約返戻金等を支払っていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および解約時の状況等を把握するため、申立人および解約手続の担当者の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 契約の申込みを裏付ける本契約の申込書について、申立人が依頼した簡易鑑定によれば、模写の可能性があるが、印影は解約請求書と同じ印鑑の印面から押印されたものとは認められないとの結果であった。
- (2) しかし、申立人が行った鑑定結果は、限られた対照資料により行われており、また、裁判所等に提出できないものとしてなされていること等を踏まえると、申立人の主張が裏付けられたとまでは認められず、より専門的な鑑定を行う必要があるが、当審査会には、筆跡鑑定等の手続は備わっておらず、本件において的確な事実確認を行い、適正に解決するためには、裁判所における訴訟手続によることが相当である。